

各 位

船橋市国際交流協会
会長 嘉規 洋

令和4年度船橋市国際交流協会第1回総会開催のご案内

平素より、当協会事業にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。
さて、令和4年度船橋市国際交流協会第1回総会を開催いたします。
しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じ、下記①または②の場合により対応が異なりますので、ご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

総会にご出席される方は、5月9日(月)必着で、同封の添付書類「出欠票及び事前質問用紙」をご提出ください。ご提出されていない方は会場に入れませんのでご注意願います。当日は同封の総会資料をご持参ください。

なお、下記①・②のいずれの場合も、決議結果は協会ホームページ及び協会ニュースで公開いたします。ご不明な点は事務局までお問合せください。

記

① 集会により開催する場合（下記②に当てはまらない場合）。

1. 日 時 令和4年5月18日(水) 14時30分から
2. 会 場 船橋商工会議所6階ホール（船橋市本町1-10-10）
3. 議 案 別添議案書のとおり
4. その他

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席される皆様には以下のご協力をお願いいたします。なお、総会後の懇親会は中止と決定しました。

- ・マスク着用
- ・発熱、咳等の症状がある場合、参加しない
- ・当日、会場入口における非接触型検温及び手指消毒への協力
※当日に37.0℃以上の発熱がある方は入場できません。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストール

② 5月18日(水)が含まれる期間において、千葉県内で緊急事態宣言または、まん延防止等重点措置がとられた場合。

集会を中止し、書面表決に変更します。変更する場合は、協会ホームページ及びメールマガジンで発信します。

集会を中止して書面表決に切り替えるときの要領は、別紙「緊急事態宣言等により総会を書面表決とする場合」をご覧ください。

添付書類：①第1回総会出欠票及び事前質問用紙

②別紙「緊急事態宣言等により総会を書面表決とする場合」

【連絡先】

船橋市国際交流協会事務局
(船橋市役所 国際交流課内)

TEL: 047-436-2083

FAX: 047-436-2089